



山形県公報

令和8年2月24日(火)
第682号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……97
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……98
- 森林病虫害等防除法に基づく特別伐倒駆除命令の予定……………(庄内総合支庁森林整備課) ……99

正 誤

告 示

山形県告示第112号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、新庄土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和8年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	小 嶋 忠 昭	新庄市大字萩野1084番の8
同	笹 原 敏	同 十日町4332番地
同	小 倉 豊	同 971番地
同	三 原 常 男	同 五日町2648番地
同	盛 岡 和 利	同 金沢3443番地
同	佐 藤 喜 代 志	同 大字飛田29番地
同	間 真 一	同 鳥越680番地の9
同	佐 藤 長 治	同 松本324番地
同	曾 野 部 良 則	同 角沢1196番地の2
同	佐 藤 信 男	同 本合海1045番地
同	佐 藤 利 美	同 升形817番地

同	浅 沼 玲 子	同	松本207番地
同	加 藤 正 美	同	最上郡大蔵村大字合海833番地
監 事	今 田 辰 雄	同	新庄市十日町4315番の2号地
同	高 山 宗 悦	同	大字角沢707番地
同	芥 藤 進	同	最上郡大蔵村大字清水2530番地

山形県告示第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、新庄土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和8年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	奥 山 和 久	新庄市大字泉田字村東359番地
同	笹 原 敏	同 十日町4332番地
同	山 科 一 郎	同 760番地
同	亀 井 雅 人	同 5548番地の2
同	小 野 庄 一	同 金沢131番地
同	笹 正 人	同 大字飛田934番地の内1号地
同	伊 藤 一 郎	同 鳥越957番地の2
同	佐 藤 長 治	同 松本324番地
同	曾 野 部 良 則	同 角沢1196番地の2
同	佐 藤 信 男	同 本合海1045番地
同	佐 藤 利 美	同 升形817番地
同	浅 沼 玲 子	同 松本207番地
同	鏡 利 光	同 十日町497番地の5
監 事	今 田 辰 雄	同 4315番の2号地
同	盛 岡 和 利	同 金沢3443番地

同	齊 藤 進	最上郡大蔵村大字清水2530番地
---	-------	------------------

山形県告示第114号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、松林を所有し、又は管理する者に対し、次のとおり特別伐倒駆除を命ずる予定である。

令和8年2月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

区 域		期 間
市 町 名	大 字 名 又 は 町 名	
遊 佐 町	吹浦、菅里、北目、江地、藤崎及び比子	令和8年4月1日から 令和8年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の伐倒及び破砕（森林病虫害等防除法施行規則（昭和25年農林省令第35号）第1条に規定する基準に従い行うものに限る。）又は当該樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む。）をすること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 1の区域内において3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって庄内総合支庁長を経由して、知事に不服を申し出ることができる。
- (2) 3の措置を行う者は、この告示に係る命令の日から令和8年3月31日までの間に、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出るものとし、届出がないときはその措置を行う見込みがないものとみなす。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(4)による損失補償の申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後速やかに、庄内総合支庁長を経由して、知事に提出しなければならない。
- (5) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることになるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 8. 1. 16	第672号	15	2	14者	13者
同	同	同	同	14筆	13筆